第二十六条の十の見出し中「仮想通貨信用取引」を「暗号資産信用取引」に改め、同条第一号中「仮想通貨信用取引」を「暗号資産信用取引」に、「仮想通貨（」を「暗号資産（」に、「仮想通貨を」を「暗号資産を」に、「仮想通貨の」を「暗号資産の」に、「第百十八条の八第三号」を「第百十八条の八第一項第三号」に、「価格」を「金額」に改め、同条第二号中「仮想通貨信用取引」を「暗号資産信用取引」に、「仮想通貨の」を「暗号資産の」に、「仮想通貨（」を「暗号資産（」に改める。

第二十七条を第二十六条の十二とし、同条の次に次の一条を加える。

（移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があつた場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例に関する書類等）

**第二十七条**　令第百十九条の三第八項（移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があつた場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例）に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　他の法人（令第百十八条の三第七項に規定する他の法人をいう。以下この条において同じ。）の同項第一号に規定する特定支配日前に最後に終了した事業年度（当該特定支配日の属する事業年度が当該他の法人の設立の日の属する事業年度である場合には、その設立の時）から同項に規定する対象配当等の額に係る令第百十九条の三第九項第一号に規定する決議日等前に最後に終了した事業年度までの各事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、社員資本等変動計算書、損益金の処分に関する計算書その他これらに類する書類

二　令第百十九条の三第八項に規定する支配後配当等の額を明らかにする書類（前号に掲げる書類を除く。）

三　令第百十九条の三第八項に規定する特定支配後増加利益剰余金額の計算の基礎となる書類（第一号に掲げる書類を除く。）

四　前三号に掲げるもののほか、令第百十九条の三第八項に規定する特定支配後増加利益剰余金額超過額の計算の基礎となる書類

2　令第百十九条の三第十三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　令第百十九条の三第十三項に規定する各基準時の直前において内国法人が有する他の法人の株式又は出資の帳簿価額のうち最も大きいもの

二　令第百十九条の三第七項第一号又は第二号に掲げる要件に該当する場合には、その旨

三　令第百十九条の三第七項（令第百十九条の四第一項後段（評価換え等があつた場合の総平均法の適用の特例）においてその例による場合を含む。）の規定により他の法人の株式又は出資の令第百十九条の三第七項に規定する基準時の直前における帳簿価額から減算される金額

四　その他参考となるべき事項

第二十七条の六中「応じ」を「応じ」に改め、同条第一号中「第百十九条の十三第一号」を「第百十九条の十三第一項第一号」に改め、同条第三号中「第百十九条の十三各号」を「第百十九条の十三第一項各号」に改める。

第二十七条の七の見出しを削り、同条第一項第五号中「（選択権付債券売買等）」を「（特定取引勘定）」に改め、同条第二項中「同条第二十二項第三号」を「第二十二項第三号」に改め、同条第三項中「応じ」を「応じ」に改め、同条に次の一項を加える。

4　内国法人は、法第六十一条の五第一項に規定する財務省令で定めるところにより算出した利益の額又は損失の額に相当する金額を算出する場合において、前項各号の合理的な方法によつたときは、その方法を採用した理由及びその方法による計算の基礎とした事項を記載した書類を保存しなければならない。

第二十七条の十四第二号中「、第二十一条の四第五号（金属鉱業等鉱害防止準備金）」を削り、同条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とし、同条第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の二号を加える。

九　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和二年財務省令第二十一号）附則第十六条（金属鉱業等鉱害防止準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第二十一条の四第五号（金属鉱業等鉱害防止準備金）に掲げる事項

十　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和二年財務省令第二十一号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第二十二条の七第六項第六号及び第八項第六号（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）に掲げる事項

第二十七条の十五第一項第五号中「仮想通貨」を「暗号資産」に改める。

第二十九条の三を第二十九条の四とし、第二十九条の二を第二十九条の三とし、第二十九条の次に次の一条を加える。

（法人税が課されないこととなる金額を課税標準として課される外国法人税の額の範囲）

**第二十九条の二**　令第百四十二条の二第七項第五号（外国税額控除の対象とならない外国法人税の額）に規定する財務省令で定める関係は、同号の内国法人と同号の他の者との間に次に掲げる関係がある場合における当該関係とする。

一　一方の者が他方の者（法人に限る。次号において同じ。）の株式又は出資を保有する関係

二　一方の者が他方の者の残余財産について分配を請求する権利を保有する関係（前号に掲げる関係に該当するものを除く。）

三　一方の者が他方の者の財産の処分の方針を決定することができる旨の契約その他の取決めを締結している関係がある場合における当該一方の者と当該他方の者との間の関係（前二号に掲げる関係に該当するものを除く。）

四　一方の者と他方の者（次に掲げる者のいずれかに該当するものに限る。）との間の関係（前三号に掲げる関係に該当するものを除く。）

イ　当該一方の者が、その株式若しくは出資を保有する関係、その残余財産について分配を請求する権利を保有する関係又はその財産の処分の方針を決定することができる旨の契約その他の取決めを締結している関係にある者

ロ　イ又はハに掲げる者が、その株式若しくは出資を保有する関係、その残余財産について分配を請求する権利を保有する関係又はその財産の処分の方針を決定することができる旨の契約その他の取決めを締結している関係にある者

ハ　ロに掲げる者が、その株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有する関係、その残余財産について分配を請求する権利を保有する関係又はその財産の処分の方針を決定することができる旨の契約その他の取決めを締結している関係にある者

五　一方の者が他方の者と資産の販売等（資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引をいう。以下この号において同じ。）に係る取引関係（当該一方の者と当該他方の者との間にこれらの者と資産の販売等に係る取引関係を通じて連鎖関係にある一又は二以上の者が介在している場合における当該取引関係を含む。以下この号において同じ。）にある場合（当該他方の者が当該取引関係を通じて行う資産の販売等から生ずる所得のうちに当該一方の者が当該取引関係を通じて行つた資産の販売等から生ずる所得に係る部分がある場合に限る。）における当該一方の者と当該他方の者との間の関係（前各号に掲げる関係に該当するものを除く。）

六　連鎖関係者（一方の者との間に第四号中「他方の者」とあるのを「他の者」と、「関係（前三号に掲げる関係に該当するものを除く。）」とあるのを「関係」と読み替えた場合に同号に掲げる関係がある者をいう。）と他方の者との間に前号中「一方の者が他方の者」とあるのを「次号に規定する連鎖関係者が他方の者」と、「当該一方の者」とあるのを「当該連鎖関係者」と読み替えた場合に同号に掲げる関係があるときにおける当該一方の者と当該他方の者との間の関係

七　その他前各号に掲げる関係に準ずる関係